

令和元年度越前市外国人観光客誘致拡大事業（バス助成）実施要綱

（目的）

第1条 この事業は、海外から越前市への観光誘客を促進するため、貸し切りバスを利用し越前市内へ送客する国内外の旅行事業者に対し、助成を行うことを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成の対象となる事業者は、日本国内において旅行業法及び同法施行規則による旅行業の登録を受けている事業者又は日本国外において適法に旅行業を営む者であって、日本への送客が行える者とする。なお、この助成事業に関し、一般社団法人越前市観光協会（以下、「協会」という。）に対する連絡が、日本語で円滑に行えること。

（助成要件）

第3条 助成の対象となる旅行商品は、次の要件を満たすこと。

- （1）訪日外国人旅行者（日本国以外の旅券を有し、「短期滞在」に該当する在留資格を有する者）を対象としたものであること。
- （2）1回あたり、訪日外国人旅行者1人以上が参加する団体ツアーであること。なお、「11人」には日本国外の旅行会社が添乗させる外国人添乗員を含み、日本人添乗員および通訳案内士並びにバスのドライバーは含まない。日本国外の旅行会社が添乗させる外国人添乗員が2名以上いる場合は、1名だけを対象とする。
- （3）越前市内の施設1箇所ですぐに食事、体験又は宿泊を行うこと。食事又は体験の料金は500円以上のものであること。また、それに加えて越前市内の観光地又は施設を1箇所以上訪問すること。ただし、宿泊の場合は2箇所以上訪問すること。
- （4）貸切バスを利用し、越前市内の観光地等を訪問すること。なお、貸し切りバスの事業者は、福井県外の事業者であってもよい。

（助成額）

第4条 助成額はバス1台あたり20,000円に、越前市内での滞在日数（前条の助成要件を満たす日数）を乗じた金額とする。ただし、越前市内の施設に宿泊し、それに加えて越前市内の観光地又は施設を2箇所以上訪問する場合の助成額は、バス1台あたり40,000円に越前市内での宿泊日数を乗じた金額を助成する。

- 2 バスの稼働が無い日からその翌日にかけての宿泊は計算の対象としない。
- 3 前項の規定にかかわらず、旅行行程中の越前市内における最後の宿泊日の翌日に、バスを利用して越前市外へ移動する場合は、越前市内における最後の宿泊日を計算の対象とする。
- 4 さらに、前条の助成要件を満たし、広告掲載活動を行う募集型企画の場合、1企画につ

き20,000円を助成する。

6 1事業所あたり、1企画の申請につき、200,000円を上限とする。

(助成の対象期間)

第5条 この助成の対象となるのは、令和元年10月1日から令和2年3月17日までに
出発する旅行商品とする。

(申請書の提出)

第6条 助成を希望する旅行会社は、助成申請書(様式第1号)に、旅行商品の旅程表を添
えて、送客を開始する日の7日前までに協会に提出すること。広告掲載活動を行う募集型
企画の場合、一般参加者募集媒体等も添付すること。なお、電子メールへのファイル添付
による提出も可能とする。

(助成の決定)

第7条 協会は、助成申請書の内容を審査し、交付の可否を決定の上、助成の上限額を定め、
申請者に通知する。なお、審査は申請の到着順に行うこととし、助成額が協会の予算額に
達した時点で申請の受付を終了する。

(旅行商品の変更又は中止)

第8条 申請者は助成の通知を受けた旅行商品を変更又は中止する場合、その変更又は中
止が生じる7日前までに変更申請書(様式第2号)を協会に提出しなければならない。な
お、電子メールへのファイル添付による提出も可能とする。

(助成の変更の決定)

第9条 前条に基づく助成の変更申請があった場合、協会に変更の内容を審査し、助成の決
定の変更が可能な場合、変更の決定を行い申請者に通知する。

(月次報告)

第10条 第7条による助成の決定期間が複数月に渡る場合、申請者は、送客開始月から送
客終了月までの間、毎月15日までに前月の旅行実施状況を月次報告書(様式第3号)に
より協会に報告しなければならない。なお、電子メールへのファイル添付による提出も可
能とする。

2 申請者は前項の書類とあわせて、前月の送客に係る次に掲げる書類を添付しなければ
ならない。

(1) 行程表の写し(ツアー名、行程がわかるもの)

(2) 食事・体験・立寄り証明書(様式第4号-1)又は、宿泊・立寄り証明書(様式第

4号-2)

- (3) 食事・体験代・宿泊代の領収書（日付・人数が明記されているもの）
- (4) バスの利用台数を証明する書類の写し（バス会社の責任者によって、旅行商品名、バスの利用日及び利用台数を確認できるもの）

（実績報告及び交付請求）

第11条 助成金の交付の決定を受けた者は、送客終了の日から30日以内または令和2年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（兼交付請求書）（様式第5号）を協会に提出しなければならない。ただし、第10条による月次報告を要しない旅行商品の場合、同条第2項に掲げる書類を添付すること。なお、電子メールへのファイル添付による提出も可能とする。

（助成金の額の確定及び交付）

第12条 協会は、前条により提出された書類を審査し、旅行商品の実施が確認されたときは、助成金の額を確定し申請者に通知する。

- 2 助成金は日本円で交付する。
- 3 協会は、助成金を申請者が指定する銀行口座へ日本円で振り込む。
- 4 前項の送金に要する手数料は申請者が負担することとし、協会は第1項により確定した助成額から送金に要する手数料を差し引いた金額を振り込む。なお、日本国外へ送金する場合、送金に要する手数料が高額となるため、申請者は注意すること。

（状況の照会）

第13条 協会は、申請者に送客の状況等について照会する場合がある。

- 2 前項の照会があった場合、申請者は10日以内に回答すること。

（内定の変更）

第14条 前条第2項の回答があった場合、内容を考慮し助成の決定を変更する場合がある。

（内定の取り消し及び助成金の返還）

第15条 内定を受けた申請者が、虚偽の記載により内定を受けたことが判明した場合、又は、この要綱の規定に違反した場合、協会は内定又は交付決定を取り消すことができる。

- 2 前項の取り消しがあった場合、協会は申請者に対し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（助成金の経理等）

第16条 申請者は助成金に関する経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理のもとに5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項については、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。